

報告第12号

専決処分した事件の承認について

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月7日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第12号

専決処分書

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月31日専決

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第19号

### 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第10条及び第26条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯 1万6,200円

第10条第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯 4,500円

第26条第1号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 11,340円

第26条第1号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 3,150円

第26条第2号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 8, 100円

第26条第2号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 2, 250円

第26条第3号イ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 3, 240円

第26条第3号エ（ア）中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 900円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。